

緊急声明

2013年11月23日

特定秘密保護法案に対する懸念

公文書管理制度と基本的人権の観点から

国際資料研究所では、2004年に文書基本法案を発表し、文書を法の下で制御すべきことを主張してきました。その努力は2009年の公文書管理法が成立したことで一定の成果を収めました。しかし、成立した公文書管理法には、少なくとも次の2点の不備があります。

1. 公文書の秘密指定とその解除の規定がないこと
2. 公文書管理を担当する公務員に対する罰則規定がないこと

現在国会で審議中の特定秘密保護法案は、上記2点の公文書管理法の不備により、その必要性が唱えられる結果となったものと考えられます。しかし、公文書管理制度の不備は、本来公文書管理法の改正により整備すべきです。

周知のように現状でも、公文書には秘密指定が施されているものは決して少なくはありません。ですから、公文書管理法の中に、秘密指定のルール、秘密解除のルールを盛り込み、秘密文書取り扱いの制度を整備する必要があります。

しかしながら、現在審議中の特定秘密保護法は、秘密情報を扱う担当者とその周辺の人々に、不必要な精神的圧力を加えるものです。このような圧力は結果として人々の基本的人権、とりわけ思想信条、表現の自由を損なうことが、大きく懸念されます。

管理すべきは人間ではなく秘密文書、秘密情報であり、そのための制度の整備こそが求められるべきです。

以上の理由から、現行憲法が保障する日本国民の基本的人権の侵害が予測される特定秘密保護法案の成立を、公文書管理制度整備の観点から強く懸念するものです。

小川千代子
国際資料研究所 代表